

汪遠孫『國語明道本攷異』の校勘體例

——顧廣圻『國語札記』との關連に於いて——

小方 伴子

はじめに

汪遠孫⁽¹⁾『國語明道本攷異』(一八四六年刊行)は、その約三〇年前に刊行された顧廣圻⁽²⁾『校刊明道本韋氏解國語札記』とともに、清朝に於ける『國語』の代表的な校勘書とされる。

『國語』の校勘は、嘉慶五年(一八〇〇)に重刻明道本が刊行されて以降、重刻明道本と公序本を校合するという方法がとられてきた。それを最初に行ったのが顧廣圻『校刊明道本韋氏解國語札記』(以下、『國語札記』と稱す)である。顧廣圻は重刻明道本を底本とし、北宋宋庠⁽⁴⁾『國語補音』に摘録されている公序本の字句をおもな校勘資料とした。明清の重刻公序本も校勘資料としているが、「別本」と稱し、限られた範囲での利用にとどめている。

汪遠孫『國語明道本攷異』(以下、『國語攷異』と稱す)は、『國語札記』と同じく、重刻明道本を底本とした校勘書である。『國語』の校勘書の中で最も完備した良本と評されているが、⁽⁵⁾その校勘體例を論じた先行研究は見当たらない。

本稿では、『國語攷異』の實例を分析して校勘體例を導き出す。さらに、『國語札記』から『國語攷異』への校勘手法の傳承と發展を論じる。

一 『國語攷異』の校勘體例

一・一 「公序本」と「重刻公序本」

(1) は『國語攷異』の序文である。

(1) 舊題天聖明道本國語。(中略) 是明道二年以天聖印本重刊也。近代盛行宋公序補音、明人許宗魯、金李皆從公序本重刊、兩本各有優劣、而後是非異同判焉。今刻以明道本出大字、公序本輔行小字於下。它書所引之異文及諸家所辨之異字、亦皆慎擇而采取之。(國語攷異序1a)

(かつては『天聖明道本國語』と題す。(中略) これは明道二年に、天聖刊本を底本として重刊したのである。近年は宋公序『補音』が廣く流行し、明人の許宗魯、金李はいずれも公序本に従って重刊している。兩本にはそれぞれ優劣があるのに、それ以後、是非や異同は後者に於いてのみ判斷されてきた。本書では明道本を大字で記し、公序本を補佐としてその下に小字で記した。加えて他書の引用する異文、及び諸家の論ずる異字についても、慎重に選んで採録した)

『國語』の版本には明道本と公序本の二系統がある。明道本の祖本は、北宋天聖七年(一〇二九年)に刊行され、明道二年(一〇三三年)に重刊された天聖明道本である。清の嘉慶五年まで重刻された形跡がなく、抄本だけが細々と傳えられてきた。公序本の祖本は、北宋宋庠の校刊本である。宋庠は十五、六種の版本及び抄本を校合し、『國語補音』三卷と併せて刊行した。原刻は早くに逸したが、改訂版も含め、多くの重刻本が刊行されている。清朝初期から嘉慶五年に至るまで、世に流通していた『國語』の版本はすべて原刻公序本を祖とする重刻本であった。

汪遠孫が底本とした明道本は、嘉慶五年刊行の重刻明道本である。校勘資料とした公序本は、序文に「明人許宗魯、金李皆從公序本重刊」と述べるところの明刊重刻公序本（許宗魯本と金李本）である。（2）は『國語攷異』に於ける兩本の初出箇所である。「解在荒服之中」は『國語攷異』の見出し、「解」は「在荒服之中」が韋昭注であることを示す。以下は對應する『國語』の卷數である。

（2）「解在荒服之中」嘉靖重刊公序本無「之中」二字。許宗魯、金李皆嘉靖重刻本也。許金兩本間有異同、不復悉載。（國語攷異卷一1a／卷一）

汪遠孫は二種類の明刊重刻公序本（許宗魯本と金李本）を校勘資料としている。ただし『國語攷異』に「公序本」として挙げているのは、許宗魯本、金李本そのものではない。『國語攷異』に於ける「公序本」は、拙稿（二〇二〇）で論じたように、許宗魯、金李兩本を突き合わせることによって推定される宋刊原刻公序本である。（3）から（6）は『國語攷異』が「公序本」を引く例である。

（3）「解書序曰」「書」上公序本有「夏」字。（國語攷異卷一1b／卷一）

（4）「莫弗欣喜」公序本「弗」作「不」。『文選』注作「不」。（國語攷異卷一1b／卷一）

（5）「解必以所貢」「必」公序本作「皆」。（國語攷異卷一2a／卷一）

（6）「拱木」公序本「拱」作「榘」、注同。見『補音』。『山海經』郭注引『國語』作「榘」、詳『發正』。（國語攷異卷三28a／卷一四）

（3）の「書序曰」は、許宗魯本、金李本ともに「有書序曰」である。汪遠孫は許宗魯、金李兩本に共通する「有書序曰」を原刻公序本の字句と推定し、「書」上公序本有「夏」字、「書」の上に公序本は「夏」字がある」と記した。（4）（5）も同様である。（6）の「拱木」は、許宗魯本は「榘木」、金李本は「榘木」である。汪遠孫は金李本の「榘木」を

原刻公序本の字句と推定し、「公序本」拱作榘（公序本は「拱」を「榘」に作る）と記した。

『國語攷異』では、明刊重刻本は「公序本」とは別に、「重刻本」「重刻」として取り上げている。⁽⁸⁾（7）（8）はその例である。

（7）〔解田于囿〕『補音』、囿音于救反。重刻本作「圃」、非公序本也。『墨子』作「圃」。〔國語攷異卷一 6b / 卷一〕

（8）〔解媒嬾〕『補音』作「媒」。重刻作「藝」、非宋公序原本矣。〔國語攷異卷一 13b / 卷二〕

（7）の〔田于圃〕は、重刻本（許宗魯本、金季本）では「田于圃」になっている。『國語攷異』はそれを「非公序本也」（公序本ではない）とする。（8）の〔媒嬾〕は、重刻本（許宗魯本、金季本）では「藝嬾」になっている。『國語攷異』はその「藝」を「非宋公序原本矣」（宋公序原本ではない）とする。これらの例からも、汪遠孫が「重刻本」と「公序本」とを區別して用いていることが認められる。

一・二 『補音』

汪遠孫は二種類の重刻公序本をおもな校勘資料とした。さらにそれらに加えて、宋庠『國語補音』の見出しも校勘資料として利用している。『國語補音』は、宋庠が唐代の作とされる『舊音』（撰者不明、逸）を増補したもので、宋庠自身の校定した『國語』二十一卷（原刻公序本）と併せて刊行された。（9）（10）（11）は『國語補音』の例である。⁽⁹⁾〔淫佚〕（馮身）〔衆濟〕は、『國語補音』の見出し、〃〃以下は對應する『國語』の卷数である。

（9）〔淫佚〕音逸。〔國語補音卷一 12b / 卷一〕

（10）〔馮身〕音憑。補音、皮冰反、注同。〔國語補音卷一 13a / 卷一〕

（11）〔衆濟〕補音、箋詣反。〔國語補音卷一 13b / 卷二〕

(9) は『舊音』の音注「音逸」をそのまま載せている。(10) は『舊音』の音注「音憑」のあとに、宋庠自身の補注「補音、皮冰反、注同」を加えている。(11) は宋庠の補注「補音、箋語反」のみである。汪遠孫は、(11) のような宋庠の補注のみの項目の見出しを、原刻公序本の代替として校勘に利用した。次の(12) から(15) は『國語攷異』の例である。

(12) 「濟衆也」公序本「濟衆」作「衆濟」、是也、見『補音』。『御覽』同。(國語攷異卷一7a/卷一)

(13) 「解蕤委柔貌」「委」下公序本有「蕤」字、是也。見『補音』。(國語攷異卷一20a/卷三)

(14) 「朝王子衡雍」公序本無「王」字。『補音』出「朝于」、則無「王」字矣。案有「王」字是也。(國語攷異卷一8a/卷二)

(15) 「解禦猶距也」「距也」上公序本有「應也」二字、見『補音』。(國語攷異卷一2b/卷一)

(12) では、重刻明道本の字句「濟衆」が、「公序本」では「衆濟」になっており、それが『補音』の見出しにも見られると述べる。(13)(14)(15) も同様である。

一方、次の(16)(17) では、「公序本」には觸れず、『補音』の見出しのみを校勘資料としている。

(16) 「解鋤屬」補音作「鉏」。「鋤」乃「鉏」之俗。(國語攷異卷一4b/卷一)

(17) 「懈慢」補音「懈」作「解」。「解」「懈」古今字。(國語攷異卷一7b/卷一)

(16) は正字・俗字、(17) は古字・今字の異同である。汪遠孫は「公序本」をおもな參校本としているが、字體に関しては『國語補音』との異同だけを取り上げている。後者のほうが、原刻公序本の姿をより正確に傳えていると考えたからであろう。本文或いは韋昭注の解釋に關わらない文字の校合ならば、字句を摘出した見出しだけでも充分である。(18) から(21) も同様の例である。

(18) 「楯」補音作「盾」「盾」「楯」古今字。(國語攷異卷一1a/卷一)

(19) 「懋」補音作「茂」、云、通作「懋」。(國語攷異卷一1a/卷一)

(20) 「齋宮」『補音』「齋」作「齊」。案古多作「齊」、用假借字也。下同。(國語攷異卷一4a/卷一)

(21) 「懸耜」『補音』作「縣」。「縣」古今字。(國語攷異卷一13a/卷二)

また『國語攷異』には、『國語補音』の見出しを根據に、重刻公序本が原刻本と異なることを指摘している例もみられる。

(22) (23) (〓7)(8)の再録)はその例である。

(22) 「解田于囿」『補音』、囿音于救反。重刻本作「圃」、非公序本也。『墨子』作「圃」。(國語攷異卷一6b/卷一)

(23) 「解媠嬪」『補音』作「媠」。重刻作「媠」、非宋公序原本矣。(國語攷異卷一13b/卷二)

(22)では、重刻明道本の「解田于囿」の「囿」が、重刻公序本では「圃」になっているが、『國語補音』の見出しが「囿」であることから、「圃」を「非公序本也」(公序本ではない)とする。ここでいう「公序本」は原刻公序本である。(23)も同様である。

さらに『國語攷異』では、『國語補音』の按語にある『國語』の異文に關する情報も取り上げている。(24)から(27)に例を擧げる。

(24) 「猶曰怵惕」『補音』作「曰」云、或本作「日」⁽¹⁰⁾。重刻本作「日」、依或本改也。『史記』作「曰」、『攷正』⁽¹¹⁾云、當日月之「日」。蓋因字相近而誤。(國語攷異卷一3a/卷一)

(25) 「以蒞之」『補音』云、「蒞」本或作「泣」。今重刻本傳注皆作「泣」、從或作也。「泣」者「隸」之假借字、「蒞」俗。(國語攷異卷一7a/卷一)

(26) 「秦師必有謫」『補音』云、本亦作「謫」。案、「謫」字俗。(國語攷異卷一11b/卷二)

(27) 「鄮」『補音』云、或作「繪」。案、『内傳釋文』云、「鄮」亦作「繪」⁽¹²⁾。公羊作「鄮」、穀梁作「繪」。「鄮」本字、「繪」假借字。(國語攷異卷一17a/卷三)

(24) (25) は、『補音』の按語をもとに、重刻公序本の字句が宋代の『國語』の異本によって改變されていることを述べる。(26) (27) では、重刻明道本とも『補音』とも一致しない異文を引いている。

一・三 『舊音』

次の (28) (29) (10) の再録は宋庠『國語補音』の例である。(28) の「音逸」、(29) の「音憑」は『舊音』の音注である。

(28) 「淫佚」音逸。(國語補音卷一12b／卷一)

(29) 「馮身」音憑。補音、皮冰反、注同。(國語補音卷一13a／卷一)

汪遠孫は『國語補音』の項目のうち、(28) (29) のように『舊音』を引いているものについては、その見出しも『舊音』のものであるとみなし、それらを『舊音』が底本とした『國語』の字句、すなわち唐代以前の『國語』の異文として、校勘作業に利用している。

次の (30) (31) は『國語攷異』の例である。(30) は (28) の見出し「淫佚」を、(31) は (29) の見出し「馮身」を校勘資料としている。

(30) 「淫佚」公序本「佚」作「洸」、『舊音』同。(國語攷異卷一6a／卷一)

(31) 「憑身」公序本作「馮」、『舊音』同。「馮」「憑」古今字。(國語攷異卷一6b／卷一)

(30) では、重刻明道本の「佚」が「公序本」では「洸」であり、『舊音』の見出しも「洸」であるとする。(31) では、重刻明道本の「憑」が「公序本」では「馮」であり、『舊音』の見出しも「馮」であるとする。(32) (33) (34) も同様の例である。⁽¹⁴⁾

- (32)〔編誡〕公序本作「戒」。『舊音』同。「誡」「戒」古字通。(國語攷異卷一4a/卷一)
- (33)〔石速〕公序本「速」作「遯」。『舊音』同。『内傳』作「速」。『説文』「速」、籀文作「遯」。(國語攷異卷一5b/卷一)
- (34)〔盤庚〕公序本「盤」作「般」。『舊音』同。(國語攷異卷一7a/卷一)
- なお、『國語攷異』には、「公序本」には觸れず、『舊音』だけを載せている項目もある。次の(35)(36)はその例である。
- (35)〔解滅之〕「滅」、『舊音』作「威」。『毛詩』同。(國語攷異卷一9b/卷二)
- (36)〔解莊王他〕「他」、『舊音』作「它」。(國語攷異卷一10a/卷二)
- (35)の〔解滅之〕の〔滅〕は、許宗魯本は「威」、金李本は「滅」である。『國語攷異』は原則的に、許宗魯、金李兩本に異同があれば「公序本」として取りあげることほしない。(36)も同様である。

二 『國語札記』の校勘體例

二・一 『補音』

- 重刻明道本の校勘に『國語補音』の見出しを利用するという手法は、顧廣圻がすでに『國語札記』で取り入れている。
- (37)は『國語補音』⁽¹⁶⁾、(38)は『國語札記』の例である。
- (37)〔注干盾〕補音、食允反。(國語補音6b/卷一)
- (38)〔解楯也〕『補音』作「盾」。(國語札記1b/卷一)
- (38)では(37)の見出し〔注干盾〕の〔盾〕を、原刻公序本の代替として校勘作業に利用している。
- 次の(39)は『國語攷異』の例である。(38)と同じく、『國語補音』の見出し〔注干盾〕の〔盾〕を、校勘作業に利用している。

(39)〔解楯〕『補音』作「盾」。「楯」「楯」古今字。(國語攷異卷一1a／卷一)

次の(40) (41) (42) も同様の例である。(40)は『國語補音』、(41)は『國語札記』、(42)は『國語攷異』である。

(40)〔懷任〕補音、而林、而鳩二反。(國語補音卷一11b／卷一)

(41)〔解懷妊〕『補音』作「任」。(國語札記2b／卷一)

(42)〔解懷妊〕『補音』作「任」。案、「任」「妊」古今字。「周南」毛傳作「懷任」。(國語攷異卷一5a／卷一)

『國語攷異』が『國語札記』の手法を踏襲していることが確認される。

ところが次の例では、(43)の『國語補音』の利用の仕方が、(44)の『國語札記』と(45)『國語攷異』とで異なる。

(43)〔可厭〕一占反。補音又於豔反。(國語補音卷一16a／卷二)

(44)〔厭也〕『補音』作「厭」、後同。(國語札記3b／卷二)

(45)〔不可厭也〕『舊音』作「厭」。『太平御覽』「四夷部」二十引此作「厭」。「厭」古「厭」字、後同。(國語攷異卷一10b／卷二)

(43)の「一占反」は『舊音』の音注、「補音又於豔反」は宋庠の補注である。(43)の『國語補音』の見出し〔可厭〕の〔厭〕を、(44)の『國語札記』では「補音」作「厭」と引き、(45)の『國語攷異』では『舊音』の見出しとして、「舊音」作「厭」と引いている。(46) (47) (48)も同様の例である。(46)は『國語補音』、(47)は『國語札記』、(48)は『國語攷異』である。

(46)〔注鄣擁〕上、之亮反。下、於勇反。(國語補音卷一6b／卷一)

(47)〔解障雍〕『補音』作「鄣擁」。(國語札記1b／卷一)

(48)〔解障雍〕「障」公序本作「鄣」。『舊音』同。案「鄣」非此義。宋公序言、『舊音』唐人著撰。⁽¹⁷⁾(國語攷異卷一1a／卷一)

前節で述べたように、『國語攷異』は『國語補音』の見出しを、『舊音』からある項目のものと、宋庠が新たに設けた項

目のものと分けて、前者を唐代以前の『國語』の異文として、後者を原刻公序本の代替として校勘に用いていた。『國語札記』では、そのような區別はせず、『舊音』からある項目の見出しであっても、宋庠が字句についてとくに論じておらず、顧廣圻自身にも異論がなければ、原刻公序本の代替として利用している。

二・二一 『舊音』

『國語札記』が『國語補音』の見出しを『舊音』として引くのは、①『國語補音』に異文に關する情報や字句に關する議論がある、②『國語札記』に字句に關する議論がある、という場合にほぼ限られる。

次の(49)は『國語補音』、(50)は『國語札記』の例である。

(49) (注荀櫟) 音歴。『左傳』作「躒」。補音、力狄反、本亦作「躒」、字通。(國語補音卷三9b／卷一五)

(50) (解躒) 『舊音』作「櫟」。(國語札記16a／卷一五)

(49) の「音歴。『左傳』作「躒」は『舊音』の注釋、「補音、力狄反、本亦作「躒」、字通」は宋庠の補注である。

(50) の『國語札記』では、『舊音』の「左傳」作「躒」、宋庠の「本亦作「躒」という情報を踏まえて、明道本とは異なる「櫟」を、『舊音』が底本とする『國語』の異文として示している。(51) (52) も同様の例である。

(51) (注殷溟) 米丁反。或作「冥」。今按、經典及諸本無從水者。『舊音』其見異本乎。下同。(國語補音卷一29a／卷四)

(52) (解冥) 『舊音』作「溟」。(國語札記6b／卷四)

(51) の「米丁反。或作「冥」は『舊音』の注釋、「今按、經典及諸本無從水者」は宋庠の補注である。(52) の『國語札記』では、『舊音』の「或作「冥」という異文情報、及び宋庠の「經典及諸本無從水者」という議論を踏まえて、宋庠が參照した『國語』諸本にはない「冥」を、『舊音』が底本とする『國語』の異文として示している。

次の(53)から(57)も『國語札記』が『國語補音』の見出しを『舊音』のものとして引く例である。いずれも文字に關する議論がある。

(53)〔均服〕『舊音』作「均」。丕烈案、「均」字一耳。詳『左傳補注』。(國語札記10b／卷八)

(54)〔祇〕『舊音』作「天」。丕烈案、「祇」者「祇」之省。「祇」妖。古今字。(國語札記13b／卷一二)

(55)〔憾者〕『舊音』作「憾」。丕烈案、宋公序疑『舊音』傳寫之誤。不然也。「憾」即「感」字。「感」「憾」正俗字也。『左

傳』多用「感」、後人每改爲「憾」。(國語札記15b／卷一五)

(56)〔脉〕『舊音』作「脈」。丕烈案、此『舊音』誤。脈、大腹。與此無涉。(國語札記17b／卷一七)

(57)〔褻御〕『舊音』作「替」。丕烈案、『毛詩』作「替」。字當從「執」。(國語札記17b／卷一七)

例えば(57)では、重刻明道本の「褻」が『舊音』では「替」であり、『毛詩』では「替」であることから、「執」に従うべきであるとする。次の(58)は、(57)が引いている『國語補音』の項目である。

(58)〔替〕音辟。補音、息列反。(國語補音卷三14b／卷一七)

二・三 別本

(59) は『國語札記』に於ける「別本」の初出箇所である。

(59)〔僚口矣〕別本僚下不空。丕烈按、此本間附舊音、疑此亦是音。印本模糊、影寫遂闕、後準此。別本者重刻宋公序本。

(國語札記1b／叙)

按語に「別本者重刻宋公序本」(別本は重刻宋公序本である)とあるが、「別本」が具體的にどの版本を指すのかは記されていない。¹⁸⁾

次の(60)は『國語札記』の例、(61)はそこで引かれている『國語補音』の項目である。

(60)〔解猶拒也〕別本猶下有「應也」二字。『補音』出「應也」。〔國語札記2a／卷一〕

(61)〔注應也〕補音、應對之應。(國語補音卷一7b／卷一)

『國語補音』の見出し(應也)だけでは、それが韋昭注のどこにあるのかを特定することはできない。従って『國語札記』では、まず「別本」の該當箇所の韋昭注が「猶應也拒也」であることを示し、その上で「應也」が『補音』にも見られると述べる。(62)(63)も同様の例である。

(62)〔告曰〕別本作「告王曰」。『補音』出「告王」。〔國語札記2a／卷一〕

(63)〔告王〕補音、古毒反。下「以告」「告召」、注「告王」、並同。亦如字。(國語補音卷一8a／卷一)

一方、次の(64)から(67)では、「別本」を單獨で引いている。

(64)〔解少師也〕當依別本作「小師」。丕烈案、在『周禮』「春官」也。(國語札記2a／卷一)

(65)〔解掌達〕當依別本作「逆」。(國語札記2b／卷一)

(66)〔解除甸内〕別本作「畿内」。段云、別本爲長。(國語札記2a／卷一)

(67)〔則增修〕惠云、『史記』同。別本「則」下有「又」字。(國語札記2a／卷一)

(64)(65)では、別本のほうが正しいと断じている。(66)では段玉裁⁽¹⁹⁾、(67)では惠棟⁽²⁰⁾の校語を補うために「別本」を引いている。『國語札記』が別本を校勘作業に用いるのは、以上のような例にほぼ限られる。

三 『國語札記』と『國語攷異』

嘉慶五年に重刻明道本が刊行されるまで、清朝に於ける『國語』の校勘作業は、重刻公序本のひとつを底本とし、それ

とは異なる重刻公序本及び明道本の抄本を校勘資料としてきた。明道本の抄本は簡單には入手できず、然るべき校本（底本は重刻公序本）に書き入れられた明道本の字句を、校勘作業に利用するということもなされた。

重刻明道本を刊行した黄丕烈は、その五年前に、明道本の影抄本を入手し、顧廣圻の手を借りて詩禮堂本（清刊重刻公序本の一種）に校勘作業を施している。²² その校本をみると、明道本の影抄本を「影宋本」と稱している。北宋に刊行されて以来、重刻された形跡のない明道本は、宋本の姿を残す貴重なものであり、質のよい抄本は「影宋本」或いは「影抄宋本」と稱され、宋本に準ずる扱いを受けていた。黄丕烈の刊行した重刻明道本は、その「影宋本」を底本としており、當時に於いては、宋本にもっとも近い『國語』の刊本であった。

顧廣圻『國語札記』は、重刻明道本と併せて刊行された校勘記である。顧廣圻は宋本の姿を保っている重刻明道本を、可能な限り宋本に近い公序本によって校勘しようとした。しかし現存する公序本は重刻が繰り返され、本来の姿を失っている。重刻明道本に匹敵するような善本は見當たらなかった。そこでその代替として、『國語補音』の見出しを用いた。『國語補音』の見出しには、原刻公序本の字句が摘録されている。『國語補音』自体も原刻本は逸しており、重刻本しか傳わっていなかったが、宋代の著作であることから、『國語』本體ほどには改變されていないと考えたのである。なお、『國語補音』の見出しには、唐代の『舊音』の見出しがそのまま用いられているものもあるが、『國語札記』では、字句等にとくに議論がなければ、それらも原刻公序本の代替として用いている。

汪遠孫『國語攷異』も、重刻明道本を底本とした校勘書である。顧廣圻『國語札記』と同じく、宋本に近い重刻明道本を、可能な限り宋本に近い公序本で校勘しようとしている。『國語札記』との相違は、『國語』の本文と韋昭注に、全面的な校勘を施したことにある。『國語補音』の見出しは、原刻公序本の姿を残す最良の校勘資料ではあるが、量的な限界がある。従って汪遠孫は、明刊重刻公序本の善本二種を突き合わせることによって、宋刊原刻公序本の字句を推定し、重刻

明道本との校勘資料としたのである。『國語補音』の見出しについては、『國語札記』とは異なり、宋庠が新たに設けた項目のものをだけを原刻公序本の代替とした。『舊音』からある項目の見出しは、『舊音』が底本とした『國語』の異文として校勘に用いている。

『國語攷異』の特徴のひとつに、異文を幅広く蒐集していることが挙げられる。『國語札記』も異文を載せているが、その多くは、先行する校本や著作からの引用である。『國語攷異』は、序文に「他書の引用する異文、及び諸家の論ずる異字についても、慎重に選んで採録した」とあるように、執筆目的のひとつに異文の蒐集を掲げている。『國語補音』の見出しのうち『舊音』にもとづくものを、『國語』の異文として引いているのも、その目的を達成するための手法のひとつであった。

おわりに

汪遠孫『國語攷異』は、『國語札記』から三十年を経て刊行された校勘書である。原刻に近い公序本による校勘を目標とした點は『國語札記』と同じだが、公序本との校合を全面的に行うために、明刊重刻公序本を主要な校勘資料のひとつとした。加えて、古文獻にみられる『國語』の異文も、『舊音』の見出し及び按語、經書・史書の注釋、類書等から幅広く蒐集している。引用文獻の豊富さは、曾祖父の代からの藏書家であった汪遠孫の學術環境によるところが大きい。⁽²⁴⁾

大野峻（一九七四）は、「公序本、明道本とも宋刊本に源を發するが、久しく公序本が流行していた。清の嘉慶四年⁽²⁵⁾に明道本が重刊されるころから形勢は一變し、段玉裁や錢大昕ら考證學者の推獎により明道本ブームとなり、今や中國刊行の國語といえ、十中八九まで明道本ときまってしまった」（一頁）と述べる。明道本は公序本と異なり、刊行時に校勘によって字句を改めた形跡がない。段玉裁や錢大昕が明道本を推獎したのは、その點を評價してのことである。⁽²⁶⁾しかしそ

れは逆にいえば、明道本を閲讀するには、公序本および古文獻の異文との全面的な校合が不可欠ということになる。それを成したのが汪遠孫『國語攷異』である。黃丕烈による重刻明道本の刊行は、『國語』の研究環境を一變させた。しかし明道本が好事家の宋本塾を越えて、文獻學的な價値を獲得したのは、『國語攷異』が附刻され、安心して底本として活用する道が開けてからだと言つてよい。⁽²⁷⁾ここでは詳細に觸れないが、その活用の一例が、汪遠孫の研究成果の上に成された徐元誥『國語集解』(一九三〇年刊行)である。⁽²⁸⁾

注

- (1) 汪遠孫(一七九四—一八三六) 字は久也、小米。浙江錢塘の人。嘉慶二十一年舉人。
- (2) 顧廣圻(一七六六—一八三五) 字は千里。江蘇元和の人。『校刊明道本韋氏解國語札記』には黃丕烈の序文がついているが、實際の撰者は顧廣圻である。詳しくは李慶(二〇一一)、小方倅子(二〇一二)。
- (3) 重刻明道本の刊行については、小方倅子(二〇〇八)を参照されたい。
- (4) 宋庠 字は公序。安州安陸の人。天聖の初めに進士に合格する。『宋史』に傳がある。
- (5) 桂湖村(一九一七)に「國語校勘書中最も完備の良本なり」(上卷二二四頁)、大野峻(一九七五)に「黃丕烈の『札記』と共にもっとも重要な參考文獻である」(五〇頁)とある。
- (6) 『國語攷異』の底本には、道光二十六年錢唐汪氏振綺堂刊本を用いる。序文の全文は「舊題天聖明道本國語。天聖宋仁宗年號、明道乃仁宗改元。卷末署云、天聖七年七月二十日開印、明道二年四月初五日得真本、凡刊正增減。是明道二年以天聖印本重刊也。近代盛行宋公序補音、明人許宗魯、金李皆從公序本重刊、兩本各有優劣、而後是非異同判焉。今刻以明道本出大字、公序本輔行小字於下。它書所引之異文及諸家所辨之異字、亦皆慎擇而采取之。讀國語者庶乎知其異而是非可識也。錢唐汪遠孫撰」。
- (7) 「明道本」「明道二年本」とも稱す。
- (8) 許宗魯本或いは金李本を個別に取り上げる例もある。詳しくは小方倅子(二〇二〇)。
- (9) 『國語補音』の底本には微波榭本を用いる。汪遠孫が底本とした『國語補音』の詳細は未詳。『國語攷異』(卷四12a/卷一九)に

「微波榭刺補音本……」という記載がみられるので、微波榭本を参照したことは確かである。ただし、本文の(24)のように、微波榭本とは字句が異なる例もみられる。

(10) 微波榭本『國語補音』(巻一8b)は「本或作日」に作る。

(11) 『改正』は陳樹華『春秋外傳攷正』である。該當箇所、「猶曰怵懼恐之來也」『史記』「日作日」(一本作日)。案、補音云、義亦兩通。愚謂、當作日月之日。蓋因字相近而誤(巻一13b)とある。

(12) 『經典釋文』「春秋左氏音義之一」(巻一五25b)に「本或作繪」とある。

(13) 大野峻(一九七四)は、「補音三巻はすべて舊音に従って増補したのであった。したがって、補音の見出しは舊音のままであり、公序本の本文と異なることもあり得た」(七頁)と述べる。

(14) 次の(a)(b)(c)は、それぞれ本文の(32)(33)(34)が引いている『國語補音』の項目である。

(a) (徧戒) 古文遍字。今按、古文無此遍字。『說文』及諸韻作徧者正、作遍者俗。(補音巻一10a/巻一)

(b) (石邀) 桑谷反。今按、『内傳』作速。注同。(補音巻一12a/巻一)

(c) (般庚) 音盤。補音、步干反。(補音巻一13a/巻一)

(15) ただし、一・一の(6)のように、『補音』に裏付けのある場合は、「公序本」として取りあげられることもある。また、「公序本」には觸れず、『舊音』だけ載せている項目の中には、汪遠孫が底本とした重刻明道本(汪遠孫校本、所在不明)に、該當する字句の異同が書き入れられていないものも含まれている可能性がある。(d)はその一例である。

(d) (解而流)『舊音』作汙。(國語攷異巻一17b/巻三)。

傍線部の「汙」は、金季本(巻三9b)、許宗魯本(巻三9b)ともに「汙」に作る。しかし汪遠孫校本の臨本である陳奐校本(巻三7b)にはこの書き入れがない。汪遠孫校本、陳奐校本については小方伴子(二〇二〇)を参照されたい。なお、『國語攷異』に於ける『舊音』と『補音』の使い分けは厳密なものではない。『舊音』からある見出しを『補音』と稱して引いている例も、多くはないがみられる。

(16) 顧廣圻が底本とした『國語補音』の詳細は未詳。『國語札記』に於ける『國語補音』の引用には、清刊微波榭本と一致せず、明刊本と一致する例がみられる。一例を挙げると、「解媧」補音作媧(國語札記4b/巻二)の「媧」は、微波榭本は「媧」に作る。筆者が閲覽した明刻國語補音三種(參照文献)に記載)はいずれも「媧」である。

(17) (48) に於いて『國語攷異』が「壅」を取り上げていないのは、許宗魯本「擁」と金李本「壅」に異同があるからである。
(18) 顧廣圻の『國語』校本は新建李克家本。詩禮堂本（黃丕烈校本）も、『國語札記』執筆當時手元にあった。ほかに閲讀したこと
が確認できるのは、金李本（段玉裁校本）、劉懷恕本（惠棟校本）である。

(19) 段玉裁（一七二八—一八一五）江蘇金壇の人。字は若膺、號は懋堂。『國語札記』に引く段玉裁の校語については小方件子
（二〇一一）を参照されたい。

(20) 惠棟（二六九七—一七五八）江蘇吳縣の人。字は定宇、号は松崖。『國語札記』に引く惠棟の校語については、小方件子
（二〇一二）を参照されたい。

(21) 黃丕烈（一七六三—一八二五）江蘇長洲の人。字は堯圃、紹武。

(22) 詳しくは小方件子（二〇〇八）。

(23) おもに引用したのは段玉裁校本と惠棟校本である。詳しくは小方件子（二〇一一）、同（二〇一二）。

(24) 汪家の藏書樓である振綺堂は、汪遠孫の曾祖父汪憲が乾隆年間に創設した。振綺堂については顧志興（一九八七）一七九頁—
一八二頁参照。

(25) 重刻明道本の卷末には、「嘉慶庚申吳門黃氏讀未見書齋開彫同邑李福書」という木記がある。嘉慶庚申は五年である。『國語札
記』の序文には、「嘉慶四年十月二十七日吳縣黃丕烈書」とある。

(26) 段玉裁は『國語札記』の序文に、「古書之壞於不校者固多。壞於校者尤多。壞於不校者以校治之、壞於校者久且不可治」（古書
の校勘をしないことよってくずれているものはもとより多い。校勘することよってくずれているものはもっとも多い。校勘
しないことよってくずれているものは校勘によって治すが、校勘によってくずれているものは永遠に治すことはできない）と
述べる。

(27) 同治八年（一八六九）に重刻された明道本には、汪遠孫『國語攷異』が合刻されている。

(28) 徐元誥『國語集解』に於ける汪遠孫『國語校注本三種』の利用については小方件子（二〇一九）を参照されたい。

〈參照文献〉

大野峻（一九七四）「國語公序本の再評價」『東海大學紀要文學部』第二二輯（一頁—八頁）。

大野峻（一九七五）『國語上』（新釋漢文大系六六）、東京：明治書院。

小方伴子（二〇〇八）『宋明道二年刊本『國語』の黃丕烈重刻について』、『人文學報』四〇三號（一頁—二八頁）。

小方伴子（二〇一〇）『『國語札記』における段玉裁校語について』（修正版）、『平成二〇—二二年度科學研究費補助金研究成果報告書』（一頁—一四頁）。

小方伴子（二〇一二）『顧千里撰『校刊明道本章氏解國語札記』成立考』、『人文學報』四六三號（六五頁—九〇頁）。

小方伴子（二〇一九）『汪遠孫『國語校注本三種』の成立過程—陳奐『國語校注本三種序』の譯注を基軸として—』、『人文論叢』第一〇二輯（五五頁—七三頁）。

小方伴子（二〇二〇）『清儒の校勘作業における情報繼承の一形態—陳奐『國語』校本と汪遠孫『國語明道本攷異』—』、『二松』第三四集（三頁—二二頁）。

桂湖村（一九一七）『國語國字解』、東京：早稲田大學出版部。

顧志興（一九八七）『浙江藏書家藏書樓』、杭州：浙江人民出版社。

李慶（二〇一一）『顧千里著述三考』、『中國典籍與文化』總第七七期（五九頁—六三頁）。

『經典釋文』（附校勘記）唐陸德明撰 據通志堂刊本影印、京都：中文出版社、一九七二。

『國語』（四部叢刊）（明嘉靖七年金李澤遠堂刻本）上海：商務印書館、一九一九。

國語校注本三種（國語三君注輯存四卷、國語發正二十一卷、國語明道本章氏攷異四卷）清汪遠孫撰 道光二十六年錢唐汪氏振綺堂刊本

五册。（二松學舍大學所藏）

國語二十一卷附札記一卷 吳章昭解 清黃丕烈撰札記 吳門黃丕烈讀未見書齋用宋明道天聖本景刊 士禮居黃氏叢書之一二册。（東京大學總合圖書館所藏）

大學總合圖書館所藏）

國語二十一卷附札記一卷攷異四卷 吳章昭解 清黃丕烈撰札記 清汪遠孫撰攷異 同治八年湖北崇文書局據士禮居黃氏本重刊 五册。

册。

國語二十一卷 吳章昭注 校刊明道本章氏解國語札記一卷 清黃丕烈撰 清嘉慶五年黃氏讀未見書齋刊士禮居叢書本 陳奐校跋

四册。（中國國家圖書館所藏）

- 國語二十一卷 吳韋昭注 明咸許宗魯宜靜書屋刊本 附古文音釋一卷 明王瑩撰 一卷 一〇册。(臺灣國家圖書館所藏)
- 國語二十一卷 吳韋昭注 明嘉靖七年金季澤遠堂刻本 顧之達校竝臨段玉裁校跋 八册。(中國國家圖書館所藏)
- 國語二十一卷 吳韋昭注 宋宋庠補音 明刻本 惠棟校注竝跋 周星詒、翁斌孫跋 六册。(中國國家圖書館所藏)
- 國語二十一卷 吳韋昭注 清孔氏詩禮堂刻本 黃丕烈、顧廣圻校竝跋 四册。(中國國家圖書館所藏)
- 國語二十一卷 吳韋昭注 補音三卷 宋宋庠撰 明刻本 瞿熙邦錄顧廣圻校 四册。(中國國家圖書館所藏)
- 國語補音三卷 (微波榭叢書) 宋宋庠撰 清孔繼涵輯 乾隆中曲阜孔氏刊本 一册。(東京大學東洋文化研究所所藏)
- 國語補音二卷 宋宋庠撰 明正德十二年明德堂刻本 孔繼涵跋 孔廣忭錄陳樹華校 一册。(中國國家圖書館所藏)
- 國語補音三卷 宋宋庠撰 明刊本 清何焯手校 黃丕烈手跋 一册。(台灣國家圖書館所藏)
- 春秋外傳攷正二十一卷 清陳樹華撰 清盧文弨抄本 盧文弨校 二册。(中國國家圖書館所藏)